

第5章 生活支援の推進

1 生活支援サービスの提供体制の整備

現状・第7期計画の評価

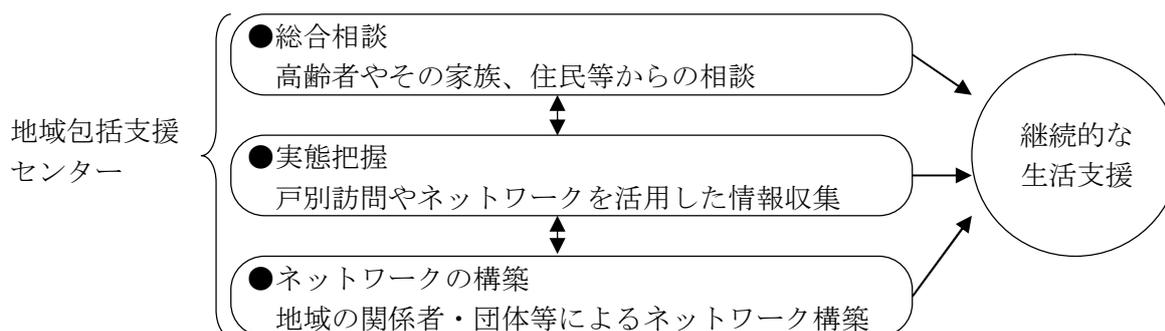
- 高齢化が急速に進行し、高齢者のひとり暮らしや夫婦のみ世帯が増加する中で、高齢者の地域での孤立を防ぎ、地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、安否確認や緊急時の対応などの地域の見守り活動や、日常生活における支援体制の構築など、地域における生活支援の体制整備が必要です。
- 市町村では、見守りを必要とする世帯の把握を行うとともに、地域の実情に応じて、緊急時の通報体制整備や、配食サービス、生活支援ヘルパーの派遣など、様々な生活支援サービスを実施しています。また、民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、ボランティア等による訪問活動も実施されています。
- 生活支援体制整備を推進していくため、市町村では地域のニーズと資源の把握や、地縁組織等関係者への働きかけ及びネットワーク構築等のコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を進めており、県は、研修の実施や助言者の派遣等により市町村の取組を支援しています。

◇ 市町村における主な生活支援サービスの実施状況 (2020年度)

種 類	主 な 内 容	実施市町村数
見守りが必要な世帯の把握事業	ひとり暮らしの高齢者世帯など、見守りが必要な世帯の把握を行う。	51 市町村
緊急通報体制等の整備事業	急病や災害等の緊急時に、簡単な操作で通報できる機器を給付（貸与）する。	54 市町村
配食サービス事業	ひとり暮らし等の高齢者の自宅に食事を配達し、併せて安否確認や健康状態の確認を行う。	54 市町村
生活支援ヘルパー等の派遣	掃除や調理等の生活援助といった日常生活上の援助を行う。	44 市町村
見守り訪問員等派遣事業	民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会、ボランティア等により見守り訪問を行う。	54 市町村

- 高齢者の社会参加を促す環境づくりとして、安心して免許を返納したり、運転に不安を持つ高齢者等が自家用車に依存しなくても生活できるよう、地域の実情に応じた移動手段の確保が重要です。そのため、市町村が地域の実情に応じた高齢者の移動支援体制を構築できるよう、3か年（2020～2022年度）にわたるモデル事業を実施しています。
- 地域包括支援センターでは、総合相談支援業務として、高齢者や家族の状況等の実態把握を行い、支援が必要な世帯について保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な生活支援へつなげるとともに、継続的な見守り活動を行うために、地域の様々な関係者によるネットワーク構築にも取り組んでいます。また県では、地域包括支援センター職員の質の向上のための研修を実施しています。

◇ 地域包括支援センターにおける「総合相談支援業務」の概要



- 市町村における地域包括ケアシステム構築への取組状況を客観的に把握し、地域における課題を明確化して、市町村による「地域マネジメント」を支援するため、全県的に統一した評価指標を策定しました。
- 2019年の高齢者（60歳以上）の自殺者は、厚労省及び警察庁によると385人で、自殺者数全体の36.3%を占めています。
要支援・要介護の高齢者に定期的に関わる介護支援専門員を対象とした研修において、自殺予防に関する知識の普及を図っています。
- 民生委員・児童委員は住民の生活状態を把握し、援助を必要とする高齢者に対し、必要な情報提供及び支援を行っています。

基本方針

- 市町村・地域包括支援センターにおける生活支援体制整備の推進のため、人材育成や情報提供、普及啓発などを進めます。
- 市町村における高齢者の移動支援体制の構築を支援していきます。
- 市町村の地域包括ケアシステム構築への取組の支援を行います。
- 高齢者の自殺予防対策に向けて、介護支援専門員等に対し、自殺予防に関する知識の普及を図ります。
- 関係機関と連携して、民生委員・児童委員活動を支援します。

2023年度までの目標

- 高齢者の地域での孤立を防ぎ、地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていけるよう、地域の実情に応じて、緊急通報システムや配食サービスなどの訪問サービスや民生委員・児童委員の訪問や老人クラブによる友愛活動、生活相談、介護予防事業の活用、その他様々な生活支援サービスが、市町村や地域住民を始め、NPO・ボランティア、高齢者の身近な生活に関わる民間事業所など多様な実施主体により提供されることを促します。

- 地域における生活支援サービスの充実に向けた事業が円滑に実施されるよう、市町村における「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置を推進します。また、生活支援体制整備についての先駆的な自治体職員などを助言者として市町村に派遣し、取組を推進します。
- 市町村が地域の実情に応じた高齢者の移動支援体制を構築できるよう、3か年（2020～2022年度）にわたりモデル事業を実施し、得られた成果を市町村に普及していきます。
- 地域包括支援センターで総合相談支援業務に携わる職員の資質向上を図るため、市町村や地域包括支援センター職員を対象に研修を実施します。
- 全県的に統一した市町村の地域包括ケアシステム構築への取組を評価する評価指標により、市町村の地域課題の分析や地域マネジメントの支援を行っていきます。
- 介護支援専門員に対し高齢者や介護者の心理状態や罹患しやすい精神疾患等について理解を深める研修を実施し、相談対応力の向上を図ります。
- 民生委員・児童委員に対する研修会の開催や費用弁償費の支払い等を通して、高齢者だけの世帯に対して、民生委員・児童委員が訪問して、心や身体の不調を早期に発見し、関係機関につなぐことができるよう支援していきます。

主要施策・事業

項目	実施主体	現状	2023年度までの目標	事業内容
各市町村における地域包括ケア評価指標全項目の実施率（P129の再掲）	市町村	79% (2019年度)	100% (2024年度)	各市町村の評価指標の全項目の実施率 100%を目指して支援を行う。

2 権利擁護の推進

現状・第7期計画の評価

- 介護保険法の改正や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）の施行に伴い、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済を図り、高齢者の権利擁護を推進することが求められています。
- 本県では、介護施設職員を対象に、身体拘束廃止など高齢者の権利擁護のための取組を施設内で推進する「権利擁護推進員」を養成するための権利擁護推進員養成研修を実施しています。また、介護施設等の看護職員を対象に、身体拘束廃止の取組を行うための実践的な知識・技術を修得するための「看護実務者研修」を実施しています。
- 判断能力が不十分な方を保護するための成年後見制度は、重要ですが十分利用がされていません。そこで、制度の利用を推進するため、2016年4月「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、国においては2017年3月「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。これを受けて、市町村では国の利用促進基本計画を勘案し、当該市町村区域における基本的な計画を定め、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講じるよう、また条例の定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

基本方針

- 介護施設等の職員に対し高齢者の権利擁護の啓発を図ります。
- 成年後見制度の利用促進に努めます。

2023年度までの目標

- 介護施設等の職員を対象とした高齢者の権利擁護推進のための研修を実施します。
- 成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を越えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言、その他の援助を行うよう努めます。
- 認知症やひとり暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まり、弁護士などの専門職による後見人がその役割を担うだけでなく、専門職後見人以外の一般市民（市民後見人）を含めた支援体制を構築する必要があることから、市町村における市民後見人の養成研修等の取組を支援するとともに、県民を対象に「市民後見普及啓発セミナー」を開催し、成年後見制度や市民後見に関する県民の理解の促進に努めます。

主要施策・事業

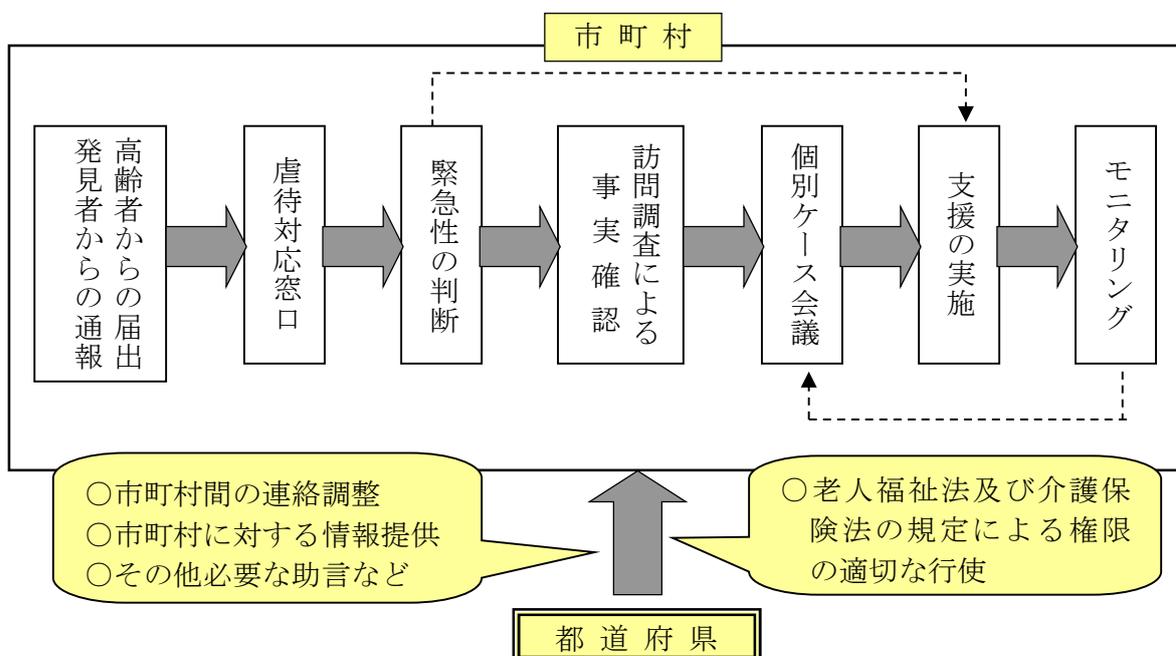
項 目	実施 主体	現 状	2023年度 までの目標	事 業 内 容
成年後見制度に係る中核機関 (P122の再掲)	市町村	11市町 (2019年度)	全ての市町村 (2021年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る中核機関が整備されるよう支援する。
成年後見制度に係る基本計画 (P122の再掲)	市町村	4市町 (2019年度)	全ての市町村 (2021年度)	全ての市町村で成年後見制度に係る基本計画が策定されるよう支援する。
権利擁護推進員の養成者数	県	1,320人 (2020年度)	年間100人	介護施設職員を対象に、高齢者の権利擁護のための取組を施設内で推進する「権利擁護推進員」を養成する。

3 高齢者虐待の防止

現状・第7期計画の評価

- 高齢者虐待については、被害者が家族に介護を受けていたり、認知症の症状があったり、家庭内に閉じこもりがちなことなどから、従来は潜在化しがちでしたが、介護保険制度が普及し、介護支援専門員やホームヘルパーなど外部の目が家庭内に入る機会が増えたことなどにより、深刻な社会問題となっています。
- 高齢者虐待防止法に基づき、市町村では、虐待対応窓口の設置や虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護、養護者（高齢者の世話をする家族、親族など）に対する適切な支援などを行っています。
- 高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が適切に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待防止対応人材養成研修」を実施しています。また、2020年度には、養介護施設等への指導及び助言等への対応が適切に行われるよう、研修内容の拡充を図りました。
虐待の事実が確認された養介護施設等に対しては、虐待防止・高齢者保護を図るため、老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の適切な行使を行っています。
なお、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが2021年4月から義務付けられます（3年の経過措置あり）。

〈高齢者虐待への具体的な対応イメージ〉



- 2019年度に市町村で受けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は1,867件で、そのうち虐待事例と判断した件数は1,058件となっており、2018年度と比べて増加しています。虐待の類型別件数としては、身体的虐待が最も多く、次いで、心理的虐待、経済的虐待の順になっています。また、虐待を受けている高齢者の約4割に認知症がみられます。

なお、要介護施設等従事者による虐待事例と判断された件数は、2019年度は32件となっています。

◇ 養護者による高齢者虐待件数の推移 (単位：件)

年度	相談・通報 件数	うち虐待事 例と判断し た件数	類 型 別 延 件 数 (重複あり)					合 計
			身体的 虐 待	介護等 放 棄	心理的 虐 待	性 的 虐 待	経済的 虐 待	
2018	1,745	1,024	780	143	345	4	151	1,423
2019	1,867	1,058	789	154	382	2	171	1,498

- 県では高齢者虐待防止対応人材養成研修の中で虐待対応の連携・体制整備の必要性を取り入れ、その結果、市町村における高齢者虐待防止・対応のための体制整備の構築状況(2019年度)は、「早期発見・見守りネットワーク」が43市町村、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」が34市町村、「関係専門機関介入支援ネットワーク」が28市町村となっています。

- 高齢者虐待への対応について、市町村からの相談に対応しています。

基本方針

- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、市町村において高齢者虐待の発生防止・早期発見・適切な支援体制整備が図られるよう支援していくとともに、高齢者虐待の事実が確認された養介護施設等に対しては、老人福祉法及び介護保険法に基づく指導等適切な対応を行います。

2023年度までの目標

- 高齢者虐待への的確、迅速な対応及び養護者への支援が適切に行われるよう、市町村や地域包括支援センター職員を対象とした「高齢者虐待防止対応人材養成研修」を実施します。
- 虐待を受けている高齢者の多くに認知症がみられることから、介護者に対して認知症の理解や介護の仕方等を周知するとともに、介護の負担の軽減を図ることにより高齢者虐待の予防に努めます。
- 高齢者虐待防止について、介護保険指定事業者講習会や実地指導等の機会を通じて普及啓発及び助言・指導等適切な対応に努めます。
- 市町村において高齢者虐待防止・対応のための関係機関等のネットワークづくりが推進されるよう支援します。
- 高齢者虐待への対応について、市町村からの相談に対応します。

4 地域で安心してサービスを利用できるために

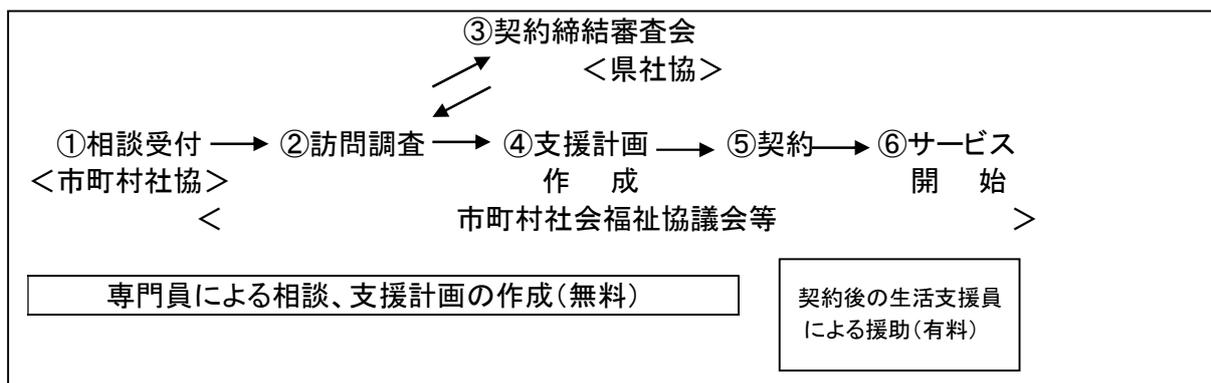
現状・第7期計画の評価

- ケアマネジメントの機能の充実を図るため、介護支援専門員に対する研修を実施しています。
- 質の高い適切な介護サービスが提供されるよう、福祉・医療の関係者や学識経験者らで構成する「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」制度の充実を図っています。
- 利用者の立場に立ったサービスの提供を図るため、事業者・施設の指定及び指導・監督を行っています。
- 県社会福祉協議会では日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が十分でない方が地域で安心して自立した生活を送れるよう援助しています。
- 県社会福祉協議会内に運営適正化委員会を設置し、福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し、利用者の権利擁護を図っています。
- 地域包括支援センターでは、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を継続していくことができるよう、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげる等の支援を行っています。
県では、市町村及び地域包括支援センター職員を対象とした研修を実施し、地域包括支援センターの機能強化を図っています。
- 介護保険・高齢者福祉ガイドブックを作成、配布し、各種福祉施策を紹介するとともに、県ホームページを活用して介護保険事業者に関する情報の提供を行っています。
- 福祉事務所設置自治体においては、生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活困窮者自立支援法による、自立相談支援事業を実施しています。

基本方針

- 適切なケアマネジメントができるよう介護支援専門員に対して資質向上に努めるとともに、介護サービスが円滑に提供されるよう必要な支援を行います。
- 適正で良質な介護サービスの提供体制が継続されるよう努めます。
- 認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送ることができるよう日常生活自立支援事業の啓発に努めます。

【日常生活自立支援事業の実施手法】



- 住み慣れた地域で安心して生活を継続するため、高齢者を適切な保健・医療・福祉サービスにつなげられるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 介護サービスを必要とする方やその家族に対して、介護保険制度や介護サービス事業所に関する情報提供を行います。
- 関係機関と連携して、高齢者等の生活困窮者の自立相談支援体制の強化を図ります。

2023年度までの目標

- 介護支援専門員に対して各種研修を実施し、適切なケアマネジメントができるよう専門性の向上に努めます。
- 介護サービスの質の向上を目指し、「介護サービス第三者評価推進会議」を設置し、「介護サービス情報の公表」制度の充実・強化を図ります。
- 利用者の立場に立ったサービスの提供を図るため、法令等で定められた事業運営の基準を満たした適正な事業者・施設の指定を行い、それらの基準が遵守されるよう指導・監督を行います。
- 日常生活自立支援事業をより身近な地域で利用できるよう体制を整えるとともに、事業の啓発に努めます。
- 地域包括支援センターの機能強化を図るため、市町村及び地域包括支援センター職員を対象に研修を実施します。
- 介護保険・高齢者福祉ガイドブックを作成、配布し、各種福祉施策を紹介するとともに、県ホームページを活用して介護保険事業者に関する情報の提供を行っていきます。
- 関係機関と連携して、高齢者等の生活困窮者の自立相談支援体制の強化を図ります。

5 住民参加による地域福祉活動の展開

(1) 地域における推進組織の充実

現状・第7期計画の評価

- 社会福祉法には、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び民生委員など社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉に努めることが明記されています。
- 市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進のための中心的な役割を担うことが明確にされ、住民の福祉活動の場づくり、ボランティア活動の支援など、地域住民に密着した活動を行っています。
- 社会福祉協議会以外にも、県内各地でコミュニティ活動が展開されており、この中で高齢者への配食サービスや居宅訪問など地域福祉の充実に繋がるような活動に取り組まれています。
- 民生委員・児童委員は、2020年4月1日現在10,501人（主任児童委員を除く）配置され、住民に最も身近な立場で、低所得者のほか高齢者、児童、障害者等で支援を必要とする方の相談・援助を行うとともに、社会福祉関係行政機関への協力活動を行っています。また、新任・中堅などの対象者ごとに、その時々課題や新たな施策をテーマに研修を行っています。
- 福祉ニーズの高まりにより一地域だけでは対応できない問題について、市町村域を越えた連携を図る動きが活発になってきています。こうした動きに対応できるよう、二次医療圏（老人福祉圏域と同じ）毎に「圏域保健医療福祉推進会議」を開催し、二次医療圏における保健・医療・福祉の総合的な検討や関係機関相互の連絡調整を行っています。

基本方針

- 市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進のための中心的な役割を担っています。
- 研修内容の充実を図り、民生委員・児童委員の資質向上に努めます。また、民生委員・児童委員が災害時に要配慮者に対する活動を的確に行えるよう支援します。
- 地域で解決できない問題や市町村域を越え広域的に対応することが適当と認められる項目について対応するため、二次医療圏での保健・医療・福祉の一層の連携強化を図ります。

2023年度までの目標

- 市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進のため住民の福祉活動の場づくり、ボランティア活動の支援など、地域住民に密着した活動を推進していきます。

- 民生委員・児童委員の研修については、新任・中堅などの対象者ごとに研修内容の一層の充実を図り、時代に即した福祉に関する知識を幅広く、深く身につけることができるよう支援します。
- 「圏域保健医療福祉推進会議」を活用し、二次医療圏における保健・医療・福祉施策の総合的な検討や関係機関相互の連絡調整を行います。

(2) ボランティア、NPO活動の推進

現状・第7期計画の評価

- ボランティアは、地域福祉の推進、福祉のまちづくりの重要な担い手となっており、県及び52か所（2020年度）の市町村における社会福祉協議会ボランティアセンターに登録されるボランティア数も増加してきています。
- 県社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談、ボランティアコーディネーターの養成、児童・生徒の福祉実践教室への支援などの福祉教育の推進を行い、県内ボランティア活動の振興を図っています。
- 市町村社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターが配置され、ボランティア活動の相談やコーディネートが行われています。また、ボランティア養成講座の開催など、地域のボランティア活動振興のための様々な事業も行われています。
- 各社会福祉協議会ボランティアセンターでは、ボランティア情報に関するホームページが開設され、各種情報の発信がなされています。
- 生涯学習推進の中核的施設である生涯学習推進センターの運営事業の中で、生涯学習支援ボランティアに関する施策を一層充実させています。
- 「あいち協働ルールブック 2004」に基づく県とNPOとの協働の実施や、あいちNPO交流プラザでのNPO活動の情報発信及び交流の場の提供など、NPOと行政の連携・協働を推進しています。
- 今後さらに多様化する地域課題に対応するためには、企業や大学、関係団体、NPOなど多様な主体とともに、連携・協働して取り組んでいく必要があります。行政は、コーディネーターとしての役割を果たすことが期待されています。

基本方針

- ボランティア活動の充実・強化を図るため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターの活動の促進を図ります。
- 生涯学習推進センターを中心に生涯学習支援ボランティアの充実を図ります。
- あいちNPO交流プラザを拠点として、NPOとの連携・協働を引き続き推進します。
- 課題解決に向けて、NPOと多様な主体が一体となって取り組んでいけるよう、連携・協働の促進に取り組んでいきます。

2023年度までの目標

- ボランティア活動の充実・強化を図るため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会のボランティアセンターが行うボランティアコーディネーターの養成、ボランティアに関する普及啓発資料の作成・配布、児童・生徒に対する福祉教育の推進などの支援を行います。
- 生涯学習推進センターを中心に生涯学習支援ボランティアに関する活動相談、情報収集・提供等の施策の充実を図ります。
- あいちNPO交流プラザを拠点として、NPOとの連携・協働の啓発、NPO活動の情報発信やNPOの組織基盤の強化等に取り組みます。
- 多様な主体の連携・協働が促進されるよう、行政職員のコーディネートスキルの養成、各主体の結びつきを強める場の提供を行います。